

令和7年2月5日
関東運輸局

令和7年3月10日(月)13:30~16:15

物流の2024年問題に関する説明会を開催します！**2030年に向けて、荷主企業や物流事業者が今後対応すべきことは何か**

(改正物流法による新たな規制的措置、物流・トラックGメン、物流効率化等好事例、独禁法・下請法違反事例等)

昨年4月より、いわゆる物流の「2024年問題」に直面しているところ、政府では、「物流革新に向けた政策パッケージ」や「2030年に向けた政府の中長期計画」に基づき、2030年に向け、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を三本柱とし、取り組みを進めています。

また、昨年の通常国会では、契約内容の書面化の義務付けなど適正な運賃收受を図る措置や、荷主・物流事業者に、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等の取組を義務付ける措置などを盛り込んだ法改正が行われ、今年4月から施行されます。

国土交通省関東運輸局(局長 藤田 礼子)では、関係省庁や関係団体と連携し、改正物流法による新たな規制的措置の具体的な運用に関する説明を行うほか、今後、荷主企業と物流事業者が相互に協力して物流危機に対応するために必要な情報、好事例等を説明する機会を設けますので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 日時・会場

令和7年3月10日(月)13時30分~16時15分

東京都トラック総合会館 7階大会議室(東京都新宿区四谷3-1-8)+オンライン(Zoom)

2. 参加申込み等

現地参加定員100人・オンライン参加500人 先着順となります。なお、参加費は無料です。

3月3日(月)17:00までに下記 URL または二次元コードから事前申込シートに入力のうえ、

申込先メールアドレスまで送付をお願いします。

事前申込シート:<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000342004.xlsx>

3. 参加対象者

関東管内の荷主企業、倉庫事業者、トラック事業者、その他

4. 議事次第

(1)開会(藤田 礼子 関東運輸局長)

(2)来賓挨拶(佐合 達矢 関東経済産業局長、安東 隆 関東農政局長)

(3)改正物流法の施行について(国土交通省(本省))

(4)トラック・物流Gメンの取り組み等について(関東運輸局)

(5)時間外労働の上限規制と改善基準告示について~ベストプラクティス企業の紹介~(東京労働局)

(6)取引の適正化に向けた公正取引委員会の取組(公正取引委員会)

(7)閉会(水野 功 関東トラック協会会長)

5. 共催

関東トラック協会・国土交通省関東運輸局・経済産業省関東経済産業局・農林水産省関東農政局・

東京労働局・神奈川労働局・埼玉労働局・千葉労働局・茨城労働局・群馬労働局・栃木労働局・山梨労働局

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部貨物課 山口、大島

TEL:045-211-7248 FAX:045-201-8802 Mail:ktt-kamotsuka2@ki.mlit.go.jp (参加申込先)

【配布先】

横浜海事記者クラブ,神奈川県政記者クラブ,都庁記者クラブ,茨城県政記者クラブ,栃木県政記者クラブ,群馬県政記者クラブ,
埼玉県政記者クラブ,千葉県政記者クラブ,山梨県政記者クラブ,関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙),物流専門紙